

令和7年度 長防災第293号

長浜市地域防災計画修正業務 仕様書

長浜市防災危機管理課



## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（適用範囲）

本仕様書は、長浜市（以下「甲」という。）が実施する、長浜市地域防災計画修正業務に適用する。

### 第 2 条（業務目的）

本業務は、長浜市が目指す安全安心なまちづくりの実現に向けて、防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、長浜市地域防災計画について、最新の関連法令及び計画と整合を図るとともに、関連計画の修正方針に合わせた必要な修正を行うことを目的とする。

また、防災関連マニュアル等についても必要に応じて修正を行うこととする。

### 第 3 条（遵守すべき法律等）

受託者（以下「乙」という）は、本業務を実施するにあたり契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 原子力災害対策特別措置法
- (6) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- (7) 滋賀県地域防災計画
- (8) 滋賀県水防計画
- (9) 長浜市防災会議条例
- (10) 長浜市災害対策本部条例
- (11) その他関係法令、規則等

### 第 4 条（提出書類）

乙は、業務の着手、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手時
  - 1) 業務着手届
  - 2) 業務実施計画書
  - 3) 主任技術者及び担当技術者の選任届
  - 4) 業務工程表
- (2) 業務完了時
  - 5) 業務完了届
  - 6) 目的物引渡書
  - 7) その他甲が指示する関係書類

## 第 5 条（主任技術者及び担当技術者）

乙は、主任技術者及び担当技術者をもって、秩序ある業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

## 第 6 条（業務履行期間）

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

ただし、仕様書第 23 条に定める「防災関連マニュアル等の修正」については、令和 8 年 5 月 31 日までに出水期中の災害対応が可能となるよう修正し、以降の履行期間中は防災関連マニュアル等を必要に応じて修正するものとする。

## 第 7 条（工程管理）

乙は、甲に業務の進捗状況を綿密に報告するとともに工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、甲と協議しなければならない。

## 第 8 条（打合わせ及び協議）

打合わせ及び協議は、業務着手時、中間（1 回程度）、成果品納入時にを行うことを原則とするが、業務の進捗に併せて、適宜行うこととする。

乙は、打ち合わせ及び協議には、協議用の資料を作成するとともに議事録を作成し、甲に報告しなければならない。

## 第 9 条（関係機関との協議）

乙は、本業務を進める上で生じた滋賀県等の関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

## 第 10 条（参考資料の貸与）

甲は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与するが、乙は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないよう十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

## 第 11 条（秘密の保持）

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、甲の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。なお、特に個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとする。

## 第 12 条（疑義の解決）

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

### 第 13 条（検査）

乙は、業務完了時に主任技術者立会いの上、甲の検査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに乙の責めに帰すべき契約不適合が発見された場合には、乙は直ちに、当該箇所の修正及びその他必要な処置を行わなければならない。

### 第 14 条（業務完了）

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入することにより業務の完了とする。

### 第 15 条（作成データの形式）

本業務においては作成する各種地図データについては以下の測地系及びデータ形式で作成するものとする。

- (1) 測地系：世界測地系 平面直角座標系第VI系
- (2) データ形式：shape ファイル形式

### 第 16 条（成果品の帰属）

本業務において使用または作成した成果品等は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。

### 第 17 条（業務概要）

本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務対象地 長浜市全域
- (2) 業務内容 地域防災計画修正、防災関連マニュアル修正

## 第 2 章 地域防災計画修正

### 第 18 条（計画準備）

業務の着手に先立ち、業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料をもとに、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての技術の方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

### 第 19 条（関係資料の収集・整理）

乙は、業務に必要な各種資料を市内外の関係機関及び団体から広く収集し、調査・分析に際してわかりやすく整理するものとする。

なお、甲に対し、資料提供を申し出る際は、借用希望資料リストを作成し、甲に提出するものとする。

### 第 20 条（地域防災計画の修正方針の検討）

乙は、長浜市の地域特性を把握するとともに、能登半島地震や熱海市伊豆山地区土砂災害、令和 2 年 7 月豪雨をはじめとする近年の災害の教訓、最新の国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、滋賀県地域防災計画、関係法令、内閣府や中央防災会議が開催している各種防災に関する検討会検討結果などを把握し、地域防災計画の修正方針を検討する。

### 第 21 条（地域防災計画の素案の検討・作成）

乙は、第 20 条の検討方針に基づき、防災関係機関公表の最新資料等と整合を図るよう地域防災計画素案を検討・作成する。

また、地域防災計画の修正について、次の資料を作成する。

- (1) 主な修正内容をとりまとめた修正概要書
- (2) 一覧で示した新旧対照表
- (3) 庁内照会やパブリックコメントの結果を反映した修正案

### 第 22 条（地域防災計画原稿の作成）

乙は、地域防災計画の素案に対する意見や指摘事項をもとに、地域防災計画最終原稿を作成する。また最終原稿は、紙出力（印刷物）し納品すること。

なお、地域防災計画等の作成に関わる原稿、その他データについては、今後の甲による維持更新の便宜性を鑑み、全て C D - R 等の電子媒体に書き込み提出するものとする。

### 第 23 条（防災関連マニュアル等の修正）

乙は、修正した地域防災計画および関係各法令その他最新の知見に基づき、以下の防災関連マニュアル等の修正を行う。

- (1) 水害時避難情報判断・伝達マニュアル
- (2) 避難所運営マニュアル
- (3) 職員災害時初動マニュアル
- (4) 職員地震災害時初動マニュアル
- (5) その他作成・修正が必要と認められるマニュアル

### 第 3 章 納入成果品

#### 第 24 条（納品成果品）

本業務の成果品として納入すべきものは、下記のとおりとする。

##### （1）中間成果

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1) 地域防災計画検討案 原稿（会議等配布用） | 1式 |
| 2) 意見、指摘事項対応一覧表         | 1式 |
| 3) 修正概要書                | 1式 |

##### （2）最終成果

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1) 地域防災計画 原稿、電子媒体（CD-R 等）         | 1式  |
| 上記の印刷物                            | 10冊 |
| 2) 新旧対照表                          | 1式  |
| 3) 各種地図データ(shape 形式)              | 1式  |
| 4) 防災関連マニュアル                      |     |
| ①水害時避難情報判断・伝達マニュアル原稿、電子媒体（CD-R 等） | 1式  |
| ②避難所運営マニュアル原稿、電子媒体（CD-R 等）        | 1式  |
| ③職員災害時初動マニュアル原稿、電子媒体（CD-R 等）      | 1式  |
| ④職員地震災害時初動マニュアル原稿、電子媒体（CD-R 等）    | 1式  |
| 上記マニュアル印刷物                        | 各3冊 |